

認可地縁団体 高尾台町会 『 防災活動方針』

平成31年3月17日 制定
令和 2年3月15日 改正

第1条（目 的）

本町会は、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、防災活動に関する方針を定める。

第2条（基本方針）

本町会は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚・連帯感に基づき、町会における地震、洪水、大火事、その他の大規模災害による被害の予防及び軽減のため、地域を守れる生きた組織づくりを行い、地域社会とのつながり、結びつきの強化、安心・安全な暮らしを守る地域社会の形成に寄与することを基本方針とする。

第3条（活 動）

本町会は、前条の目的を達成するため、伏見台校下防災会と協力して次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 防災訓練の実施に関すること。
- (3) 防災活動の充実強化に関すること。
- (4) 防災組織相互の連絡調整に関すること。
- (5) その他地域防災力向上に資する事項。

第4条（活動主体）

- (1) 町会長は、防災会議を招集し町会事業としての防災活動を総括する。
- (2) 副会長は、防災力強化組織の班長として各丁目班の防災活動を統括する。
- (3) 各丁目会計、総務委員は、各丁目班防災活動の主務を行う。
- (4) 防災委員は、各種町会事業に参加し防災力強化活動を行う。
- (6) 「ぼうさい高尾台」（IDPT）は、町会長を補佐し防災活動を行う。

第5条（組 織）

本町会に、防災知識・ノウハウの蓄積を図り本町会の防災力を高める役割を担い、町会長を補佐するスタッフ組織「ぼうさい高尾台」（IDPT）を設置する。

「ぼうさい高尾台」（IDPT）活動メンバーは、以下の通りとする。

- (1) 自主性を重んじ高尾台町会員より公募する。
- (2) 活動は自分こととして、自ら動ける範囲で、自らのために行い、健康面ほか自らが自信を持ってなくなった時、助ける側から助けてもらう側の選択を自らが行うものとする。
- (3) 各丁目よりそれぞれ男性5名以上、女性5名以上、合計30名以上を置く。

第6条（防災組織の編成及び任務分担）

本町会は、「防災力強化活動組織」「避難所運営組織」を編成し任務分担を行う。
任務分担は、組織表に定める通りとする。

第7条（経費）

防災活動に要する経費は、防災会議に対する予算処理による収入をもってこれに充てる。

第8条（防災訓練の実施）

- (1) 毎年1回以上の防災訓練を実施する。
- (2) 防災訓練実施の費用は、伏見台校下防災会の助成を受ける。

第9条（防災資機材等の備蓄及び管理）

- (1) 防災資機材等の備蓄は、**防災会議の提案により役員会の決議で行う。**
- (2) 高尾台中央公園にある第1防災倉庫・第2防災倉庫・第3防災倉庫及び高尾台1丁目296番地付近遊歩道内にある第4防災倉庫を管理する。
- (3) 毎年10月に、第1防災倉庫・第2防災倉庫・第3防災倉庫・第4防災倉庫の防災資機材等備蓄品の棚卸を行い、防災資機材等備蓄品リストを完備する。
- (4) 防災資機材等備蓄品リストは、各防災倉庫及び高尾台町会会館に完備する。
- (5) 本町会は、伏見台校下防災会・防災無線室直通のエリアトーク1台を伏見台校下防災会より貸与を受け、**町会長**の自宅に備え付ける。
- (6) 本町会は、伏見台校下防災会・防災無線室直通のエリアトーク4台を高尾台町会会館事務室及び**1丁目、2丁目、3丁目の副会長**の自宅に備え付ける。
- (7) 役員にヘルメット1個を貸与し管理を依頼する。
- (8) 班長に、消火器1基、ヘルメット1個、自家発電機能付ライト&ラジオ1台を貸与し管理を依頼する。

第10条（避難所における運営管理協力活動）

- (1) 高尾台町会の災害発生時の指定避難場所及び集合場所は、高尾台中学校である。
- (2) 高尾台町会の災害発生時の1次指定避難場所は、高尾中央公園及び的場公園である。
- (3) 指定避難場所・高尾台中学校に支障がある場合は、拠点避難場所である伏見台小学校が避難場所となる。
- (4) 町会員は、避難所における運営管理協力活動を、避難所運営組織を中心に近隣町会員と協力して行う。
- (5) 避難所における安否確認を行うため、町会が管理する世帯台帳、会計及び班長が管理する**町会費管理表**を利用する。

第11条（防災活動方針の変更）

本方針の変更は、**防災会議の提案により役員会の決議**をもって行い、定例総会に報告する。